

## 保育士等の資格をお持ちでお子様の保育所等の利用を希望される方へ（お知らせ）

待機児童解消対策として保育士確保に取り組むため、保護者が認可保育所・認定こども園及び小規模保育事業所等（以下、「認可保育施設等」という。）で保育士・みなし保育士として勤務している又は勤務を予定（内定）している場合や、認可保育施設等（小規模保育事業所等を除く）で病児保育事業に従事している又は従事を予定（内定）している場合に、お子様が認可保育施設等の利用ができるように一定の条件のもと、利用調整における加点を設けています。

### 加点条件

- ① 保育士・保育教諭・幼稚園教諭・小学校教諭・養護教諭・看護師・准看護師・保健師のいずれかの資格を有しており、2・3号認定定員を設定する認可保育施設等で保育士・みなし保育士として勤務している又は勤務予定、あるいは保育士・保育教諭・看護師・准看護師・保健師・助産師のいずれかの資格を有しており、認可保育施設等（小規模保育事業所等を除く）で病児保育事業に従事している又は従事予定であること。

対象施設 対象資格	通常保育	病児保育事業 (病児・病後児・体調不良)
	認可保育所・認定こども園・ 小規模保育事業所等	認可保育所・認定こども園
保育士 保育教諭	加点対象	加点対象
幼稚園教諭 小学校教諭 養護教諭	加点対象 (みなし保育士として従事 する場合のみ)	加点対象外
看護師 准看護師 保健師		加点対象
助産師	加点対象外	

- ② 常勤又は常勤に準ずるものとして、月120時間以上（週30時間以上）勤務・従事している又は勤務予定・従事予定であること。  
 ③ お子様が認可保育施設等を利用する間は、就労証明書に記載される勤務場所・勤務時間で保育士等として勤務・従事すること。  
 ④ 上記①～③の事項について記載された同意書（職場の証明印が必要）に各資格を証する書類の写しを添付して提出すること。（同意書の様式は保育幼稚園事業課にあります。）

### 加点内容

就労の状況に応じた「基本点数」＋「保育士等加点(高槻市内認可保育施設等)」【10点】  
 ＋「保育士等加点(高槻市外認可保育施設等)」【3点】※1

### 注意事項

- ・本加点は利用調整上の加点であり、入所を保障するものではありませんのでご了承ください。
- ・高槻市外の認可保育施設等又は市内外の認可外保育施設で就労される場合は本加点の対象外となります。
- ・父母ともに保育士等で本加点の対象の場合、加点は10点または3点となります。

※1 高槻市外の認可保育施設等の加点(3点)については、令和5年4月入所選考からとなります。